

事業者向け子育て支援サービス FAQ(葛飾区)

2026/10/20版

No.	項	質問	区回答
1	区外一時・休日保育	助成限度額(新2号認定の児童は月額40,300円上限、新3号認定の児童は月額45,700円上限)を超えての利用も想定されるが、上限を超過しているかどうかの計算・管理は必要か？	保育料助成は、区が利用状況を確認し、月額上限の範囲内で保護者に償還払いをするため、施設において金額の計算・管理をする必要はありません。
2	区外一時・休日保育	無償化対象児童であっても、施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を受けていなければ、従来通り保育料と給食費を徴収するということで良いか？	その通りです。
3	区外一時・休日保育	利用にあたり、利用するごとに「特定子ども・子育て支援提供証明書」を全ての保護者へ発行するのか？	施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を受けていることが確認できた児童に対し、領収書又は特定子ども・子育て支援提供証明書(以下「提供証明書」といいます。)を必ず発行してください。 提供証明書の発行は、利用時に毎回発行していただく必要はありません。その月の最後の利用時に発行してください。
4	区外一時・休日保育	葛飾区外の施設で葛飾区民が一時保育・休日保育を利用した。 この場合、領収書には何を記載すればよいのか？	利用料(保育料)、食材料費、その他費用が明確にわかるように記入してください。
5	領収書	領収書にはどのような項目の記載が必要か？	「利用したサービス名(一時保育や休日保育など)」、「保育料」、「食材料費」及び「その他の費用」が必ず必要です。 また、食材料費を徴収しない場合は、領収書に「食材料費 0円」に加え、「食材料費の有無」など、食材料費を徴収しなかったことが分かる様にしてください。(「食材料費 0円」のみですと、お弁当を持参した児童など、給食を行わない方と見分けがつかなくなるためです。) なお、「食材料費」は純粋に食材に係る費用を指しますの で、「給食費」や「食事代」といった名称は使用しないでください。
6	助成対象経費	年間登録料は助成の対象となるか？	対象外です。その他費用の中に含めてください。
7	提供証明書	領収書と提供証明書の代表者欄の印は、同様の印である必要があるか？	同様の印を押印してください。
8	食材料費	食材料費の助成申請の際、利用者の施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を管理し、実績報告等の必要があるか？	食材料費の扶助において、施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)又は支給認定(2号認定・3号認定)を受けた児童が対象のため、認定種別が記載された実績報告書を提出していただく必要があります。
9	食材料費	給食費(食材料費)について、午後食やおやつも食材料費に含むのか？	給食に要する食材料費の助成となるため、給食の際の牛乳やお茶などの飲料代、おやつ等は食材料費に含みます。 ただし、おやつのみ提供(完全給食でない場合)は、助成対象外です。
10	利用対象者	病児・病後児保育の利用の場合、区内の保育施設に通う児童が利用できることになっているが、無償化では保育施設に通っていない児童も利用できるのか？	施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を持っていれば、保育施設に通っていない場合でも、月額上限の範囲内で、病児・病後児保育や認可外保育施設などを組み合わせて利用できます。 認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業に通う児童が病児・病後児保育を利用しても、食材料費は無料になりますが、保育料(利用料)無償化の対象にはなりません。